



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F  
TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F  
TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040

URL: <http://www.roumpro.com> メール: [info@sssr.jp](mailto:info@sssr.jp)  
発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所

## <代表 庄司 茂 より一言>



厚生労働省が2018年「高齢者の雇用状況」（6月1日現在）を公表しました。今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業15万6,989社の状況をまとめたものです。66歳以上働ける制度のある企業は27.6%（中小企業28.2%、大企業21.8%）に上っています。希望者全員が働ける制度に限ると10.6%になります（中小企業11.4%、大企業3.5%）。また、70歳以上働ける制度のある企業は全体で25.8%（中小企業26.5%、大企業20.1%）、定年制の廃止企業は2.6%（中小企業2.9%、大企業0.5%）となっており、人手不足が深刻な中小企業では特に、高齢者の雇用に関する意欲が高いことがうかがえます。政府は昨年11月に行われた未来投資会議で、雇用の継続を企業に求める年齢を現在の65歳から70歳へ引き上げるために高齢者雇用安定法の改正を目指すとしています。雇用継続は定年延長や再雇用制度の導入だけでなく、別の企業で働き続けるといった他の選択肢を盛り込むことも検討するとしています。

## 労働者の「過半数代表」に注意

### ◆労使協定と過半数代表

労働組合の組織率は年々低下傾向にあるようですが、働き方改革法の成立・施行に伴い、労使協定の重要性が増す中、「労働者の過半数代表」については注意が必要です。36協定等の**労使協定を締結する場合は**、その都度、過半数組合（労働者の過半数で組織する労働組合）か、過半数組合がない場合は**過半数代表者との書面による協定が必要**ですが、この度、「過半数労働組合および過半数代表者に関する調査」（（独）労働政策研究・研修機構）の結果が公表されました。

### ◆「労働組合は1つ」が9割以上

この調査に回答した7,299事業所のうち、労働組合のある事業所（全体の12.6%）の93.8%は、組合が1つでした。2つ以上と回答したのは6.1%です。また、過半数組合があるのは65.5%となっています。

### ◆「過半数代表」の選出状況

調査によると、過去3年間に、「過半数代表者を選出したことがある」事業所は43.1%、「過半数代表者を選出したことがない」事業所は36.0%、「不明（選出したことがあるか分からない）」が10.1%であったとのことで、中には問題があるケースもありそうです。

「過半数代表（事業場における過半数労働組合または過半数代表者）」が「いる」のは全体の51.4%、「いない」が36.0%。事業所規模別にみると、「過半数代表

がいる割合は、「9人以下」35.7%、「10～29人」69.5%、「30～99人」85.5%、「100～299人」92.7%、「300～999人」94.3%などと、やはり規模が小さいと割合が低くなっています。

### ◆選出方法にも問題が…

過半数代表者を選出したことがある事業所における選出方法についての回答は、「投票や挙手」が30.9%となる一方、「信任」22.0%、「話し合い」17.9%、「親睦会の代表者等、特定の者が自動的になる」6.2%、「使用者（事業主や会社）が指名」21.4%などとなっており、**問題のある事業所があるようです。過半数代表者は、労使協定の締結等を行う者を選出することなど、その目的を明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者である必要**があります。

また、過半数代表者の職位について、「課長クラス」、「部長クラス」、「工場長、支店長クラス」、「非正社員」といった回答があり、こちらも**問題がある**ようです。**過半数代表者は、監督または管理の地位にある者でない必要がある**からです。

適正な過半数代表者を選出していないことが労働基準監督署の調査などで判明すると、締結した**労使協定等自体が無効なもの**とされてしまい、是正勧告や訴訟に大きな影響があります。今後、**労働基準監督署によるチェックがさらに厳しくなる**ことは確実と思われるので、再確認しておく必要があるでしょう。

## 注目裁判例から考える皆勤手当

### ◆ハマキョウレックス事件の差戻審判決



昨年6月は、**正規雇用と非正規雇用との待遇格差に関する大きな最高裁判決**（長澤運輸事件とハマキョウレックス事件）があり、たいへん注目を集めました。このうちハマキョウレックス事件は、被上告人が皆勤手当の支給要件を満たしているか等について審理を尽くさせる目的で差戻しとなっていました。この差戻後の大阪高裁判決が12月21日にあり、**契約社員に対する皆勤手当の不支給は不合理な差にあたる**として、皆勤手当相当額32万円（32カ月分）の支払いが命じられました。

#### ◆皆勤手当とは

一般的に「皆勤手当」は、一定期間内においてまったく欠勤しなかった従業員に支給される手当をいいます。特に業務の多くがシフト制である会社や、欠員の交代要員の確保が難しい会社などにおいて、従業員の欠勤や遅刻の抑制、積極的な出勤の奨励を目的として導入される傾向にあります。時間外労働等の割増賃金を計算する際は、基準となる賃金に含まれます。

「精勤手当」「出勤手当」等という場合もあります。「精勤」は「熱心に勤務する」というような意味の言葉ですので、「1日も欠勤しない」というほど厳密なニュアンスはないものの、その趣旨は皆勤手当と同様です。

#### ◆皆勤手当の導入割合

労働政策研究・研修機構「企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査」によると、精皆勤手当・出勤手当を制度化している企業の割合は、期間を定めずに雇われている常用労働者で22.3%、パートタイム労働者で8.6%となっています。正規雇用と比べ、**非正規雇用への支給が少ないのが現状**です。

#### ◆「不合理な格差」はNG

上記差戻判決は、**正社員と契約社員の間で職務内容**（配送業務）が同じであり、出勤する従業員を確保する必要性も同じであるとして、**皆勤手当について格差を認めませんでした**。昨年末には、いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」も公表されました。皆勤手当だけでなく、**さまざまな待遇において不合理な格差は認められない**時代となっていることに、留意が必要です。

#### 「働き方改革関連法」実際の認知度はまだ低い？

#### ◆働き方改革関連法の実際の認知度はまだ低い

本年4月から順次施行される働き方改革関連法の施行に向けて、企業でも対応への取組みを始めているところは多いでしょう。一方で、法律の内容や施行時期を知ら

ないという企業もまだ多いようです。

日本・東京商工会議所が公表した「働き方改革関連法への準備状況等に関する調査」（調査対象：全国の中小企業2,881社、調査期間：2018年10月22日～12月3日）によれば、法律の内容について「知らない」と回答した企業は、「時間外労働の上限規制」が39.3%、「年次有給休暇の取得義務化」が24.3%、「同一労働同一賃金」が47.8%、「中小企業への月60時間超の割増賃金率の猶予措置廃止」が51.7%、「労働時間等に係る管理簿の作成義務」が53.0%を占めたそうです。

#### ◆50人以外の企業で「同一労働同一賃金」の内容を知らない企業は約6割

その中でも、働き方改革関連法の目玉の1つである「**同一労働同一賃金**」については、「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務化」に比べて**認知度は低く**、50人以下の企業では、法律の内容や施行時期について「**知らない**」と回答した企業は**約6割を占めた**そうです。

#### ◆対応済み企業は半数に満たない

「**時間外労働の上限規制**」、「**年次有給休暇の取得義務化**」、「**同一労働同一賃金**」について、「**対応済・対応の目途が付いている**」と回答した企業の割合は、**いずれも半数に満たない**という結果も出ています。「法律の名称・内容を知っている」と回答した企業に限っても、「**対応済・対応の目途が付いている**」と回答した企業の割合は6割に満たず、特に「同一労働同一賃金」については36%という結果になっています。

「働き方改革」については、ニュースでも盛んに取り上げられているところですが、関連法について対応できていない企業や、そもそも内容を知らないという企業はまだ多いことがわかります。施行日は近づいていきます。取組みを始めてすぐ対応できるわけではありませんので、早めの対応が求められるところです。

#### <事務所からのご案内>

#### ■働き方改革無料相談会

#### 『5日間の年次有給休暇取得義務化』について

庄司事務所2月の相談会は、「5日間の有休取得義務」についてです。

時間外労働に対する規制、同一労働同一賃金などとは異なり、全ての規模の会社が、2019年4月から年次有給休暇5日取得実施については義務となります。

取得推進方法や管理方法にお困りの場合は、今回の相談会をご利用ください。